

## 救急・周産期・小児医療機関施設整備等支援事業補助金実施要領

### (趣旨)

第1 本要領は、長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付要綱（令和2年5月22日付け2医第66号、2医看第47号、2保疾第214号）に定める補助金の交付の対象となる事業のうち、標記事業の実施にあたり必要な事項について定めるものとする。

### (目的)

第2 本事業は、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者（以下「疑い患者」という。）を受け入れる救急・周産期・小児医療機関の新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保を行うことを目的とする。

### (事業の実施主体)

第3 本事業の実施主体は、疑い患者を診療する医療機関として県に登録された救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関の開設者とする。（ただし、保険医療機関の開設者に限る。）

※「救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関」とは、救命救急センター、二次救急医療機関、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、小児中核病院、小児地域医療センター、地域小児連携病院等とする。

### (県への登録)

第4 県への登録は、本事業の交付決定をもって登録とみなす。

また、登録の方法は、別に定める「救急・周産期・小児医療機関施設整備等支援事業補助金登録フロー図」のとおりとする。

なお、登録医療機関は、救急隊から疑い患者の受入要請があった場合、一時的にでも当該患者を受け入れること。

ただし、受入患者の入院加療が必要と判断された場合、受入医療機関の空床状況等から、必ずしも当該医療機関への入院を求めるものではなく、他院への転院搬送を行っても構わない。

※登録医療機関が特段の事情なく要請を断るなど、補助目的に反する事案が確認された場合、補助金の返還を求める場合がある。

### (事業内容)

第5 本事業の対象となる事業内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

#### (1) 設備整備等事業

院内感染を防止するために必要な設備整備等を支援する。

#### (2) 支援金支給事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大と収束が反復する中で、救急・周産期・小児医療の提供を継続するため、院内感染防止対策を講じながら地域で求められる医療を提供するために必要な経費を支援する。

例：清掃委託、洗濯委託、検査委託、寝具リース、感染性廃棄物処理、個人防護具の購入等

なお、県が新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関に対しては、補助上限額を加算する。

※「入院受入れを割り当てた医療機関」とは、重点医療機関、感染症指定医療機関及びその他の県が新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関とする。

※「重点医療機関」とは、別に定める要件を満たし、県によって新型コロナウイルス感染症重点医療機関と指定された医療機関のこと。

(補助対象経費等)

第6 補助金の基準額、補助対象経費及び補助率等は、長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付要綱に定めるとおりとする。

附 則 (令和2年8月5日 2医第155号、2感第4号)

この要領は、令和2年4月1日から適用する。